

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	児童就学援助費等扶助事業						担当部	教育委員会事務局		
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	学校教育課			
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	学校教育係		
	総合計画 分野別計画	主目的	3 教育・子育て		12 学校教育		3 教育力を向上し、調和のとれた人格形成を支援します				
		副目的	13-1								
	予算区分	款	10	項	2	目	2	大	3	中	1
	根拠法令・個別計画	学校教育法 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律 小牧市就学援助費事務取扱要綱									
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	義務教育に係る保護者負担の軽減を図り、児童の就学の保障を行う。									
	内容 (手段)	<p>◆25年度実施内容</p> <p>【就学援助費】 市立小学校に在籍する児童で、経済的理由等により就学困難と認められる者の保護者に対して補助を行った。保護者から提出された申請書および必要書類をもとに、所得状況・家庭状況等から認否判定を行い、支給可否を決定した。 ・支給時期 年3回(7・12・3月末) ・支給費目:給食費(実費)・学用品費(国が定める限度額以内)・校外活動費(国が定める限度額以内)・新入学学用品費(国が定める限度額以内)・修学旅行費(実費)・医療費(実費)・体育実技用具費(国が定める限度額以内)・児童会費(国が定める限度額以内)・PTA会費(国が定める限度額以内)・クラブ活動費(国が定める限度額以内) ※生活保護受給者は、修学旅行費、医療費のみ支給</p> <p>【特別支援教育就学奨励費】 ・対象者:特別支援学級に入級している全児童(就学援助費受給者は対象外) ・支給時期 年3回(7・12・3月末) ・支給費目:給食費・学用品費・校外活動費・新入学学用品費・修学旅行費・医療費・体育実技用具費 ※支給額については、就学援助費の1/2</p> <p>◆25年度直接経費の内訳 就学援助費(38,740千円) 特別支援教育就学奨励費(2,643千円)</p> <p>◆26年度直接経費の内訳 就学援助費(45,488千円) 特別支援教育就学奨励費(4,658千円)</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	42,619	39,599	41,383	50,146	
		正職員	従事者数	人	1.00	1.00	1.00	1.00
			人件費	千円	5,260	5,260	5,260	5,260
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計	千円	47,879	44,859	46,643	55,406	
	対前年比	%		93.6	103.9	118.7		
財源	一般財源	千円	46,931	43,776	45,599	54,069		
	国・県支出金	千円	948	1,083	1,044	1,337		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業 績	活動指標名		単位	H23	H24	H25	H26
	就学援助費認定者数	人	目標	—	—	—	—
			実績	745	678	718	
			目標				
			実績				
			目標				
			実績				
	成果指標名		単位	H23	H24	H25	H26
就学援助支給率(認定者数/児童数)	%	目標	—	—	—	—	
		実績	8.1	7.6	8.0		
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成25年度の実施結果	事業の達成状況	広報等を利用して保護者へ制度の案内をするとともに、受給者の申請書類をとりまとめる学校事務職員に対しても、事務説明会を開催し、申請事務が円滑にすすむよう努めた。また、問い合わせが多かったクラブ活動費について、支払対象費目を明確化した。			
		事業実施における課題	各家庭の状況により、申請に必要な書類が異なるため、問い合わせ等に対し丁寧な案内をこころがける必要がある。			
		事業を縮小・廃止したときの影響	経済的理由により就学が困難な生徒及び特別支援学級へ就学する生徒の保護者の経済的負担が増加し、義務教育の円滑な実施に支障をきたす可能性がある。			
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	引き続き、丁寧な案内につとめ、正確かつ効率的に事務をおこなう。			
	平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)		
	判定理由	今後も経済的理由により就学が困難な生徒及び特別支援学級へ就学する生徒の保護者の経済的負担を軽減する必要があるため、現状維持が妥当と判断した。				
	27年度以降の改善案	他自治体の認定基準等の動向把握に努め、事務執行の効率化を図る。				

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。